

<賃貸入居申込・ご契約についてのご案内>

お申込について

添付資料 ①入居申込書・②賃貸保証委託申込書

の2点をご記入いただきまして、③身分証明書コピー・④健康保険証コピーを添えてご返送ください。

■注意事項

- ①「入居申込書」、「賃貸保証委託申込書」は「弊社におけるお客様の個人情報の取扱いについて」をご確認のうえ、お申込みされるご本人様をご記入、ご署名、ご捺印ください。
- ②原則、内見前のお申込みは受け付けできません。
(リフォーム中、現入居者がいる場合等で内見できない場合は内見可能日をご案内します。)
- ③駐輪場・バイク置き場・駐車場をご希望の場合は必ず事前にご相談ください。
空き状況によってはご希望に添えない場合もございます。
- ④原則、当社指定の保証会社への加入を賃貸借契約の条件とさせていただきます。※1
ただし、別途連帯保証人をお願いする場合があります。
- ⑤原則、当社指定の火災保険への加入を賃貸借契約の条件とさせていただきます。※2
- ⑥原則、ホームマイスター24への加入を賃貸借契約の条件とさせていただきます。
(2年間16,500円)
- ⑦鍵の交換をご希望の場合は、申込時に担当者までお申し付けください。
ただし、貸主様の承諾が得られない場合、お断わりさせていただくこともあります。
尚、鍵の交換費用は、申込人様の負担となります。

※1 保証会社について

<日本賃貸保証株式会社> 商品名：TorioN50

保証料：初年度：賃料総額の50%（契約時）

2年目以降：12,000円/年 ※入居後1年毎です。

※毎月の引落には330円の自動振替手数料が掛かります。

※2 賃貸の保険について

<株式会社F I S> 商品名：「賃貸のほけん・ワイド」

保険料：2年：20,000円（更新毎に必要となります。）

補償内容については別途資料をご参照ください。

<お問い合わせ先>

レアル・バリュー株式会社
豊島区目白3-5-6
電話：03-5982-8605
FAX：03-5982-8192
担当 進（しん）



入居申込書

物件所在地		物件名		号室
-------	--	-----	--	----

費用	賃料	月額	円	礼金	(カ月分)	円	保険料		円
	共益費	月額	円	敷金	(カ月分)	円			
	駐車場	月額	円	仲介料	(消費税込)	円			
契約予定日	令和	年	月	日	入居予定日	令和	年	月	日

申込書	氏名	フリガナ	住所	〒							
		男・女	印	Tel	()						
	S・H	年	月	日生(才)	携帯	()					
勤務先	名称				所在	〒				勤続年数	
						Tel	()				年
	業種				所属			役職			
入居者	氏名	フリガナ	住所	〒							
		男・女	性	続			職				
	S・H	年	月	日生(才)	別	柄	業				
連帯保証人	氏名	フリガナ	住所	〒							
		男・女		Tel	()						
	S・H	年	月	日生(才)	申込人との関係						
証人	名称				所在	〒				勤続年数	
						Tel	()				年
	業種				役職			設立			
収入	万円	社員数	人	上場の有無	有・無	設立	S・H	年			

提出書類	1. 申込人	(1) 身分証明書	(3) 収入証明書 (源泉徴収票又は納税証明書)
		(2) 健康保険証	(4) 住民票
		※審査状況に応じて必要書類が増減することがございます。	
	2. 連帯保証人	(1) 印鑑証明書	(2) 連帯保証人引受承諾書
注意事項	1. 申込内容につきましては、勤務先や連帯保証人に確認させて頂く場合があります。		
	2. 借主の審査の結果お断りする場合には、審査の内容や理由は明らかにしません。		
	3. 申込内容に事実と相違することが判明した場合、お断りする場合があります。		

標記内容に相違なく入居申込みを致します。なお、上記注意事項を了承の上、貸主の審査の結果お断りされた場合には一切の異議の申し立てを致しません。

令和 年 月 日

貸主 殿

申込人

印

FAX送信先：審査部門
03-5620-2910



私(お申込者)は、別に定める「個人情報」の取得・利用・提供等に関する条件
及び「契約条件(お申込みの内容)」に同意の上、申込みをします。
大枠内に漏れなくご記入ください。手エックボックスには必ずご記入ください。



ネットリオン

賃貸保証委託申込書(個人用)

審査料のお支払い
される株式会社(2)
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1215

1枚目 申込書(お客様控)

トリアン申込者

お名前	フリガナ	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	西暦	年	月	日	国籍	国籍
お住所	〒	契約書に ご捺印 ください。	自宅 電話	携帯電話						
お勤め先 名称	〒	勤務先 (字) 電話	業務内容	社員数	役職	上場	<input type="checkbox"/> 上場 <input type="checkbox"/> 非上場			
所在地	〒	職業	<input type="checkbox"/> 公務員 <input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 会社役員 <input type="checkbox"/> 派遣 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト	年金受給	<input type="checkbox"/> 無職	学生	<input type="checkbox"/> 学生	入学年	年	月
職業	<input type="checkbox"/> 公務員 <input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 会社役員 <input type="checkbox"/> 派遣 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト	年金受給	<input type="checkbox"/> 無職	学生	<input type="checkbox"/> 学生	入学年	年	月	月	収入
お住まい	<input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 社宅・家	ご家族	<input type="checkbox"/> 独身(家族別居) <input type="checkbox"/> 独身(家族同居) <input type="checkbox"/> 既婚・子供なし <input type="checkbox"/> 既婚・子供あり	居住年数	年	月	月	収入	万円	

緊急連絡先

お名前	フリガナ	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	西暦	年	月	日	国籍	国籍
ご住所	〒	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	西暦	年	月	日	国籍	国籍

※緊急連絡先は原則、別世帯にお住いのお身内の方でお願いします。

緊急連絡先のみ 連帯保証人兼 緊急連絡先 親権者 ※親権者をお選びの場合は実印をご捺印ください。

申込者
との関係

お申し込みの
契約書に
ご捺印
ください。

申込者
の
住所
〒

性別

生年月日

西暦

年

月

日

国籍

国籍

どちらかに☑をご記入ください。

契約者含め同居 契約者以外同居

お名前

フリガナ

性別

生年月日

西暦

年

月

日

携帯電話

お名前

フリガナ

性別

生年月日

西暦

年

月

日

携帯電話

同居人数

人

※ゆうちと銀行又はゆうちと銀行以外の金融機関のどちらかをご指定ください。

代理店名

リバーリー株式会社

電話番号

03-5982-8191

FAX番号

03-5982-8192

代理店
コード

13A - G83843

担当者
氏名

(管理ソフト
の
番
号)

保証番号

契約年数

(更新)

年毎

初回保証料率
(毎月支払総額×)

%

初回保証料
金額

円

住居用【1年契約】初回50%(最低保証料25,000円) 更新10,000円/毎年

事業用【2年契約】初回100%(最低保証料50,000円) 更新50%(最低保証料25,000円)

事業用【3年契約】初回150%(最低保証料75,000円) 更新75%(最低保証料37,500円)

申込内容等

物件用途	<input type="checkbox"/> 住居用 <input type="checkbox"/> 事業用 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他	所在地	〒
物件名称	フリガナ	敷金	円
		礼金	円
		保証金	円
		敷引	円
		家賃	円
		管理費 共益費	円
		駐車場	円
		その他	円
		毎月支払 総額※	円

※右記毎月支払総額の外に、
別途集送金手数料がかかります。

※毎月の約定日(毎月27日(土)・祝日は翌営業日)に引落ができません場合は、再請求手数料300円(税別)がかかります。
※引落日前日までにお支払口座にご入金ください。(当日入金ですと引落がかかります。)

本お申込書をご使用いただく場合には、
ご契約時に再度ご記入いただきます。予めご了承ください。

審査確認専用
ダイヤル
0120-182-561

日本賃貸保証株式会社 〒292-0819 千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4

※ご契約の際にお支払い口座をご記入いただきます。

個人情報取り扱いについて（賃貸借契約編）

当社は、今後、お客様との不動産取引に関し、下記書類を必要に応じてご提出頂くこととなります。
下記書類に記載されたお客様の個人情報は、下記一覧表記載のとおり利用するほか、次の目的で利用致します。

- 1 不動産の賃貸借契約の相手方を探索すること、賃貸借契約（連帯保証契約を含む）、媒介契約、管理委託契約等を締結すること及び契約に基づく役務を提供すること
- 2 不動産の賃貸借、媒介、管理等に関する情報を提供すること
- 3 1、2の目的を達成するために必要な範囲で、契約の相手方及び貸し希望者・借り希望者、他の宅地建物取引業者、指定流通機構、物件情報を書面又はインターネットで提供する者・団体・広告会社、融資に関わる金融機関、登記・評価等に関わる司法書士・不動産鑑定士その他専門家、提携損害保険会社、不動産管理業者、保証委託会社又はお客様の同意を得た第三者に対して提供すること

なお、契約の相手方探索のために指定流通機構に対して物件情報を提供する場合及び指定流通機構に登録されている物件についてご契約される場合には、個人情報等を次のとおり利用致します。

- (1) 契約が成立した場合には、その年月日、成約価格等を指定流通機構に通知致します。
- (2) 指定流通機構は、物件情報及び成約情報（成約情報は、貸主様・借主様の氏名を含まず、物件の概要・契約年月日・成約価格などの情報で構成されています）を指定流通機構の会員たる宅地建物取引業者や公的な団体に電子データや紙媒体で提供することなどの宅地建物取引業法に規定された指定流通機構の業務のために利用します。

- ・ 提供される情報は、氏名、住所、電話番号、物件情報、成約情報その他必要な項目です。
- ・ 提供は、書面、電話、電子メール、インターネット、広告媒体等の手段で行います。
- ・ ご本人様からお申し出がありましたら、提供は中止致します。

- 4 上記1及び2の役務、情報を提供するために郵便物、電話、電子メール等により連絡すること
- 5 お客様からのお問い合わせに応じるため及び4の目的を達成するために必要に応じて保管すること
- 6 宅地建物取引業法第49条に基づく帳簿として及びその資料として保管すること
- 7 不動産の賃貸借等に関する価格査定を行うこと

なお、価格査定に用いた成約情報につきましては、他の物件の価格査定に際し「意見の根拠」として仲介の依頼者に提供することがあります。

- ・ 提供される情報は、貸主様・借主様の氏名を含まず、成約物件の特定が困難となる工夫を施した物件の概要・成約価格などの項目です。
- ・ 提供は、書面、電子メール等の手段で行います。
- ・ ご本人様からお申し出がありましたら、提供は中止致します。

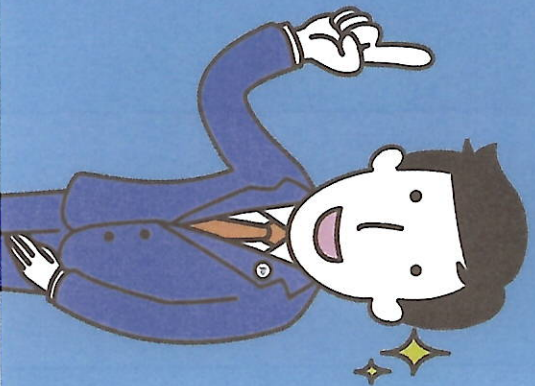
- 8 市場動向分析を行うこと

※その他利用目的がある場合には、空欄にご記入下さい。

個人情報記載の資料等	主たる利用目的
お客様受付カード等やサイトからの資料請求フォーム	お客様の情報や希望条件を記入して頂き、希望に合った物件を紹介するため
賃貸物件調査チェックリスト	貸主からの物件の媒介または管理を依頼されたときに、当該物件につき情報を得、整理しておくため
登記簿、測量図、公図、図画、写真、間取り図	当該物件の権利関係、状況、隣地、境界、位置関係、面積等を明確にするため
顧客物件台帳	媒介または管理を依頼された物件を、顧客ごとに整理しておくため
依頼物件の個別賃貸条件	個別の物件ごとに賃貸条件を整理し、入居希望者に対し適切な情報提供をできるようにするため
入居申込書	入居希望者に契約申込の意思表示をしてもらうため
公的身分証明書、印鑑証明書	入居希望者の本人確認をするため
入居希望者の入居資格に関する参考資料	貸主に対し、入居希望者についての情報を提供し、貸主が契約締結を判断するため
重要事項説明書	宅地建物取引業法第35条に定める重要事項を説明するため 宅地建物取引業法第49条に基づき写しを取引台帳として5年以上保存します
賃貸借契約書	不動産取引における当事者の契約関係を明確にするとともに、宅地建物取引業法第37条に定める書面を交付するため 宅地建物取引業法第49条に基づき写しを取引台帳として5年以上保存します
連帯保証人引受承諾書	連帯保証人が特定の賃貸借契約につき、連帯保証する意思があることを明らかにするため
入退去時の物件状況及び原状回復確認リスト	入退去時に、物件の状態を確認するため
鍵受領書	借主に鍵を渡したことを証明するため
月次報告書	貸主に対し、物件の管理状況を報告するため
賃貸借契約締結に関わる代行処理依頼書	賃貸借契約の場に貸主が出席しない場合、宅地建物取引士が使者となり、貸主を代行して契約を締結するため
賃料等収納状況表	賃料等の収納状況について貸主に報告するため
賃料等収納金の送金について	領収した賃料等について、貸主への送金報告のため
家賃未払いのお知らせ	家賃等滞納につき、借主に知らせ、支払をうながすため
家賃滞納督促	家賃未払いのお知らせでも賃料の滞納が改善されない場合に、借主に催告するため
賃料支払い確約書	借主に滞納家賃の支払いを約束してもらうため
賃貸借契約解除通知書	契約期間中に貸主あるいは借主の都合により賃貸借契約を終了させるため
期間満了・更新のお知らせ	契約期間が満了するにあたり、貸主側で契約更新をしてもよいと考えている場合、借主の意向を確認するため
退去案内通知	退去手続きが円滑にいくように、借主に対し、退去の際の手引きとして案内するため
修繕費負担額合意書	退去時の修繕、原状回復費用を合意するため
敷金精算証明書	敷金返還の際に精算内容を明らかにするため
定期借家の説明書	定期建物賃貸借契約の場合で、契約締結前に貸主から借主に対し説明をするため
定期借家契約終了についての通知	定期建物賃貸借契約で、期間終了の1年前から6ヶ月前までに貸主から借主に対し通知するため
管理委託契約書	貸主が当社に対し不動産の管理を委託するため
賃貸借媒介・代理契約書	貸主が当社に対し目的物件の媒介または代理を依頼するため

支店一覧

皆様の賃貸生活を 安心・信頼サポート JIDの賃貸保証システム



札幌支店	〒065-0841 北海道札幌市東区本町一条1丁目1番8号
仙台支店	〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町1丁目番31号 山口ビル
茨城支店	〒300-0037 茨城県土浦市桜町1丁目8番14号 関鉄土浦ビルII
栃木支店	〒321-0953 栃木県宇都宮市東電町1丁目6番12号 ヒューン・イー・宇都宮
群馬支店	〒370-0052 群馬県高崎市河野4番2号 高砂ビル高崎西口
さいたま支店	〒330-0062 埼玉県さいたま市浦和区神田1丁目12番1号 カサヤビル
越谷支店	〒343-0845 埼玉県越谷市前越谷1-17-2 朝日生命越谷ビル
川越支店	〒350-1123 埼玉県川越市南田中16番地23 川越駅前ビル
千葉北支店	〒277-0005 千葉県柏市柏2丁目5番7号 住友生命柏ビル
千葉中央支店	〒260-0027 千葉県千葉市中央区稲田町5番10号 130ビル千葉ビル
木更津支店	〒292-0819 千葉県木更津市日野5丁目2番地4
東京中央支店	〒102-0072 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 エー・シー・ビル丸の内ビル
東京南支店	〒140-0013 東京都品川区西六丁目3-6-8 GlobalOne
東京西支店	〒167-0051 東京都杉並区武蔵野1丁目2番2号 東TPOビル
立川支店	〒190-0012 東京都立川市城戸1丁目2番31号 立川三井ビル
横浜支店	〒221-0825 神奈川県横浜市中区京町1丁目1番33号 EPO 横浜駅前
相模原支店	〒252-0303 神奈川県相模原市南区相模大野1丁目131号 第三ビルビル
湘南支店	〒251-0052 神奈川県藤原市藤原50番地6 カニービルエース藤原
静岡支店	〒420-0857 静岡県静岡市中央区御幸町11番90号 第一生命静岡ビルエッセ
長野支店	〒390-0811 長野県松本市中央1丁目17-16 松本駅前ビル
名古屋支店	〒460-0003 愛知県名古屋市中区東区2丁目2番13号 名古屋エッセビル
北陸支店	〒920-0022 石川県金沢市北栄3丁目6番6号 エー・イー・ビル
京都支店	〒604-8152 京都府京都市中京区西陣区外通町御上り手本町6番9号 第一ビルビル
大阪支店	〒550-0014 大阪府大阪市北区豊崎1丁目2番19号 アス・ワイ・ビルビル
神戸支店	〒650-0032 兵庫県神戸市中央区東灘区東1丁目9番地 三井ビルビル
岡山支店	〒700-0821 岡山県岡山市北区中引1丁目2番45号 NIIビルビル
広島支店	〒730-0011 広島県広島市南区基町12番3号 COMビルビル
福岡支店	〒810-0073 福岡県福岡市中央区飯塚2丁目7番33号 福岡エッセビル
大分支店	〒870-0029 大分県大分市高砂町2番50号 OASISビルビル

当社に対するご意見・ご要望をください。
お客様相談窓口またはコールセンターへお問い合わせください

TEL 0120-643-641 (受付時間 10:00~18:00)

ホームページ <http://jid-net.co.jp/>

取扱代理店

2006.11.07

【賃貸保証システム】

JIDが賃貸保証を通じ 安心と信頼をサポート 快適な賃貸生活を実現

賃貸保証システムは、賃貸借契約に必要な「連帯保証人」を、個人に代わり第三者機関であるJIDがお引き受けするシステムです。

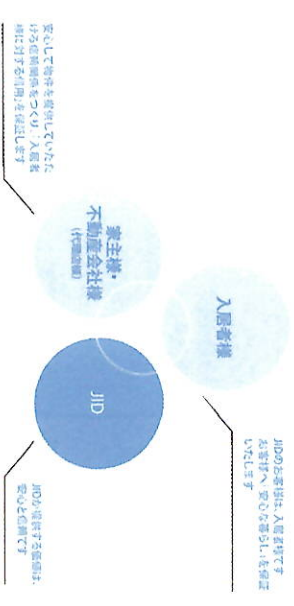
万一、賃料のお支払いが遅れた場合でも、支払いコンソルテナインクによるアドバイスをおこなっていただき、オーナー様とのより良い関係を、入居者様と共に築いてまいります。

入居のハードルをなくします。

入居者様は、JIDの賃貸保証を通じて、国籍や職業、性別、年齢で差別を受けるとなく、また、保証人となるご親族等がいる・いないに関わらず、ご自身の責任の範囲でシステムにお部屋を借りることができます。

JIDと賃貸保証制度。

賃貸保証制度は、平成7年に、JIDがはじめ立ち上げた制度です。
連帯保証人の有無によって住居に困る人を無くし、かつ、家主様・不動産管理会社様がトラブルなく事業を運営できる環境を目指して創設しました。豊富な実績とノウハウにより、業界トップクラスのシェアを持つ、賃貸保証のリーディングカンパニーです。



保証料について

JIDトリオN

【住居用】	1年間	
契約時	50%	
更新時		¥12,000

最低保証料（新規）： 25,000 円（5万円未満/2年の場合）

【事業用】	2年間	3年間
契約時	100%	150%
更新時	50%	75%

最低保証料（新規）： 50,000 円（5万円未満/2年の場合）

最低保証料（更新）： 25,000 円（5万円未満/2年の場合）

【駐車場】	1年間	2年間
契約時	100%	100%
更新時	20%	40%

最低保証料（新規/更新） 4,000 円

※ご注意事項

1. 2年未満の契約の場合でも既定の保証料をお支払いいただきます。
2. 保証期間中に中途解約された場合でも保証料の返還は致しません。
3. 保証料は非課税となります。
4. 事業用とは、事務所・店舗・倉庫・事務所兼住居等になります。
5. 毎月集金手数料(税別)はお客様負担となります。
6. 約定日にお家賃のお引落ができなかった際、ご契約者様へ再請求手数料600円(税別)をご請求させていただきます。

契約内容について

①お申込先の保証会社について

お客様がお申込を行う保証会社は以下のとおりとなります。
 保証会社：日本賃貸保証株式会社
 住 所：千葉県東津野市町野6丁目21番地4
 相談窓口：0120-643-641

商 号：日本賃貸保証株式会社
Japan Identification Co., Ltd. (JID)
住 所：千葉県東津野市町野6丁目21番地4
設 立：1988年9月
資本金：7億9,500万円
事業内容：不動産賃貸保証業務
加盟先：(財)日本賃貸保証管理協会
賃貸保証制度協議会
運営体制：代理店制
代理店：不動産会社各社

②保証の範囲および内容について

賃貸物件を借りる際に必要な運搬保証人の代わりに、日本賃貸保証株式会社（以下「当社」という）がお客様の保証人となります。

お客様の知識となる賃貸料（賃貸保証委託申込書記載の家賃・共益費・管理料・稼働料使用料等）および賃貸契約が解除された場合に生じる増減したまでの賃貸料等相当損害金・訴訟等の法的手続きに要した費用や、当社が相理と認められた費用を、お客様が万一お支払いできない場合、追帯して当社が保証し、お客様に代わり責任人である物件オーナー様にお支払いいたします。但し、上記の範囲については当社が一時的に前払いを行いますか、最終的にはお客様の債務としてお支払いいただくことになります。

③保証委託契約期間について

賃貸保証委託契約における保証期間は、賃貸借契約の開始からご解約までとなります。また、保証は保証期間中に更新されます。更新の際は更新保証料をお支払いいただきます。詳しくは、JID賃貸保証商品取扱い代理店にご確認ください。

④賃貸保証料について

保証契約にあたり保証料が発生します。保証料は、ご契約物件の賃貸料や物件用途により異なります。また、保証は保証期間中に更新されます。更新の際は更新保証料をお支払いいただきます。詳しくは、JID賃貸保証商品取扱い代理店にご確認ください。

※契約期間中の滞り等があった場合、お支払いいただきました保証料の払戻しいたしません。

⑤求償権の行使について

お客様が賃貸料等の未納などにより、賃貸借契約の全額支払義務を当社が保証した場合、保証発生後、物件オーナー様、不動産会社様に代わり当社がお客様にお支払のご請求を行うこととなります。これを求償権の行使といえます。また、求償権を行使するにあたり、訴訟および法的な手続きが発生した場合の費用等もお客様にご請求させていただきます。なお、お支払について当社の定める期日にお支払いいただけない場合、遅延損害金として年14.6%の全額を加算してお支払いいただくようになりますので、くれぐれもご注意ください。

ホームリースター-24

★2年間で15,000円(税別)

1日あたり約20円(税別)



入居者様(ご契約者様)の日常生活において
超ざりうる「カギを無くした!」「トイレがつまったら!」
「ガラスが割れてしまった!」等の様々なトラブルや
お困りごとを電話1本でサポートするサービスです。

トラブル事例ごとにかかる料金見本

トラブル事例	対応料	出張料	その他
ドアの鍵交換 鍵交換料	10,000円~	10,000円~	鍵交換料 その他は サービスで 無料
トイレの修理 トイレの修理料	15,000円~	10,000円~	鍵交換料 その他は サービスで 無料
ガラスの交換 ガラスの交換料	16,000円~	10,000円~	鍵交換料 その他は サービスで 無料
その他 その他はサービス	0円	10,000円~	鍵交換料 その他は サービスで 無料

カギのサポート

トラブル事例	対応料	出張料	その他
ドアの鍵交換 鍵交換料	11,000円~	11,000円~	鍵交換料 その他は サービスで 無料
ガラスの交換 ガラスの交換料	11,000円~	11,000円~	鍵交換料 その他は サービスで 無料
その他 その他はサービス	0円	11,000円~	鍵交換料 その他は サービスで 無料

水まわりのサポート

トラブル事例	対応料	出張料	その他
トイレの修理 トイレの修理料	15,000円~	15,000円~	鍵交換料 その他は サービスで 無料
その他 その他はサービス	0円	15,000円~	鍵交換料 その他は サービスで 無料

●トラブル発生のために設備・部品の交換や修理を必要とするケースでは、
管理会社様もしくは物件オーナー様にて了解を得る必要があります。
予めご了承ください。
●60分以上の作業が必要となる場合は、超過料金として会員様による費用負担となります。

ホームリースター-24 サポート対応例

本サービスでは、日常生活でトラブルやお困りごとが発生した際、
一次対応や応急処置をすることにより、
入居者様(ご契約者様)の快適な賃貸ライフをサポートいたします。
ここでは実際の対応事例をご紹介します。



カギのサポート例

トラブル事例	対応料	出張料	その他
カギを無くしたため カギを無くしたため	10,000円~	10,000円~	鍵交換料 その他は サービスで 無料
ドアの修理 ドアの修理料	15,000円~	15,000円~	鍵交換料 その他は サービスで 無料

水まわり・ガラスのサポート例

トラブル事例	対応料	出張料	その他
トイレの修理 トイレの修理料	11,000円~	11,000円~	鍵交換料 その他は サービスで 無料
ガラスの交換 ガラスの交換料	16,000円~	16,000円~	鍵交換料 その他は サービスで 無料

その他のサポート例

トラブル事例	対応料	出張料	その他
ドアの鍵交換 鍵交換料	11,000円~	11,000円~	鍵交換料 その他は サービスで 無料
ガラスの交換 ガラスの交換料	16,000円~	16,000円~	鍵交換料 その他は サービスで 無料

●トラブル発生のために設備・部品の交換や修理を必要とするケースでは、
管理会社様もしくは物件オーナー様にて了解を得る必要があります。
●60分以上の作業が必要となる場合は、超過料金として会員様による費用負担となります。

ホームリースター-24取扱代理店

商品に関するお問い合わせ

ご相談・お申込みは当店までお問い合わせください。

HM 株式会社ホームリースター-24
〒292-0819 千葉県木更津市羽鳥野 6-21-4
TEL.03-4232-2526 FAX.03-5620-2969
受付時間AM9:00~PM6:00 土・日・祭日・GW・冬期は要確認です。

賃貸マンション・アパート入居の必需品!
あなたの賃貸生活を
快適安心
サポート

トイレットがつまって
水があふれて
しまった!

カギを無くして
家に入れない!

子供が
ガラスを割って
しまった!

閉まっている
はすの子供と
連絡が取れない!

蛍光灯を
交換したいけど、
高い場所
交換できない!

安心生活パートナー
ホームリースター-
24



設備修理業者
セブンスリーブ

家財保険の保険金額の目安は？



所有する生活家財の価額より**保険金額が低い**場合

大きな被害に遭った場合などに、生活再建に必要な保険金を十分に受け取れないこともあります。生活家財保険は、保険金額がご自身(同居者を含む)の所有する生活家財の価額と見合っただものに加えることが大切です。



生活家財って何？

この保険の対象となる生活家財の例
家財とは下記のような生活関連の動産全般を指します。



地球環境保護のため、インターネットでの契約内容確認をおすすめします。

インターネットによるご契約内容の確認方法

- 1 「お客さま専用ページ」にアクセス
弊社ホームページ(<http://www.flex-ins.co.jp>)より「お客さま専用ページ」を開きます。
- 2 「お客さま専用ページ」にログイン
後日ご郵送させていただいた「引受通知書」に記載のID・パスワードを入力します。
- 3 契約内容の確認
契約内容確認画面でご契約内容をご確認ください。

ご契約書類をご用紙のうえ、手書きしていただく必要はございません。詳しくは弊社ホームページの案内に当たってください。

当社の保険は、「通信販売型」の商品となっております。
お申込手続きは、お客様ご自身で行っていただく必要があります。
なお、賃貸借契約の窓口となった不動産会社様は、当社の代理店ではありません。
よって、本保険に関するご不明な点は法律上、一切行うことができません。
ご不明な点などございましたら、「お客さま専用ダイヤル」までご連絡ください。

お申込みは今すぐ同封の申込書で！

1 同封の申込書に必要事項をご記入ください。



補償内容をご確認のうえ、申込書記入例をご参考に必要事項をご記入ください。

2 申込書を当社までご提出ください。

お急ぎの方はFAXで **03-6911-2095**

FAXで申込書をご送信ください。その後すぐ、申込書の原本をご郵送いただくことで迅速にご契約いただけます。

※ご契約に関しては必ず「重要事項説明書(契約概要・注意事項等)」をご確認ください。

保険商品に関するご質問・お申込手続きについての
お問い合わせははこちら！

お客さま専用ダイヤル

0120-77-2094

営業時間 平日 10:00～17:00

※土日・祝日・年末年始はお休みさせていただきます。

24時間・365日 事故受付OK!

事故受付専用ダイヤル

事故が起きた際のお問い合わせ
0120-27-2094

※お客さま対応品質の向上のため、通話内容を録音させていただいております。

このウェブサイトは、「貸借の取付金(住居専用)」の概要を記載したものです。

詳細につきましては、「重要事項説明書」または「契約のしおり・約款」をご確認ください。お客さま専用ダイヤルまでお問い合わせください。

フレックス少額短期保険は、株式会社FISが運営しています

株式会社 **FIS**

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-24-1 西新宿三井ビルディング13階

<http://www.flex-ins.co.jp>

賃貸住宅ご入居者様のための保険

火災・自然災害・盗難等で、

**大切な家財を失ったとき、
生活再建の備えは万全ですか？**

賃貸のほけん・ガイド (住居専用)

自動更新制

3つの補償で幅広くサポート

- 家財補償
- 修理費用補償
- 賠償責任補償

賃貸住宅ご入居者様を
様々なリスクから守ります！



株式会社 FIS

フレックス 少額短期保険

関東財務局長(火災短期保険) 第55号

賃貸住宅にお住まいの方の大切な家財や賠償責任などを補償!

生活家財を補償

家財
補償

生活家財に損害が生じた場合の損害額(再調達価額)

家財保険金額
申込書に記載のとおり

1 家財が燃えてしまった!

火災 落雷 破裂 爆発

2 台風で屋根が壊れ、家財が破損!

風災 雪災 ひょう災

3 泥棒に入られた!

盗難 1事故につき 家財保険金額の10%限度
現金・預貯金は20万円限度

4 水ぬれが起きた!

水濡 給排水設備事故による漏水

5 車が家に衝突し、家財が破損!

建物外部からの物体の
落下 飛来 衝突 倒壊

6 洪水で家財が水びたした!

水災 床上浸水による水濡損害
1事故につき 家財保険金額の80%限度

7 外壁が破壊され、家財が破損!

破壊 隣りよう・集団行動または労働争議に伴う破壊行為や暴行行為

8 雨漏りで家財が水びたした!

雨漏り ※開口部からの吹き込み、浸み込み、
漏入した場合を除きます。

9 1~8以外の偶然な事故

破損 汚損 等 1事故につき 30万円限度
免責金額(自己負担額)3万円

前述の損害保険金の支払い対象となった場合、
それに伴う次の出費も補償します。

臨時宿泊費用等保険金 1事故につき
合計して(償還額) **20万円**

前述の事故(③と④を除く)により発生した一時的な宿泊施設の利用
家財移転の費用や、生活必要品の購入費用を補償します。

残存物取片づけ費用保険金 1事故につき
家財保険金額の **10%**

損害を受けた残存家財の取壊し、搬出、清掃等にかかった費用を補償します。

失火見舞費用保険金 1事故につき
家財保険金額の **20%**

火災、破裂、爆発事故で他人の所有物に損害が発生した場合の相手方へ
の見舞金費用を補償します。(被災世帯数×10万円)

被害時転居費用保険金 1事故につき
合計して(償還額) **20万円**

前述の事故により発生した損害またはスローカー被害によって借戸室に
居住できなくなり転居した場合、転居先への引っ越し費用を補償します。

※「再調達価額」とは損害のあった家財と同等のものを再購入するのに必要な額をいいます。

家財
補償

22の賠償責任を補償

自己負担額なし(免責金額ゼロ)

賠償責任
補償

第三者への
賠償責任 ▶ **1,000万円**

第三者に対して法律上の損害賠償責任
を負った場合に補償します。

借戸室の使用・管理に起因する
偶然な事故または日常生活に起
因する偶然な事故により、第三者
にケガをさせた時、第三者の物に
損害を与えて、法律上の損害賠
償責任を負担した場合に保険金
をお支払いします。



階下に水ぬれ損害
を与えてしまった。

大家さんへの
賠償責任 ▶ **1,000万円**

大家さんへの法律上の損害賠償責任
を負った場合に補償します。



借戸室で火災を
起こしてしまった!

火災 爆発 水濡 破損 等

保険金をお支払いできない主な場合

家財補償

- 地震・噴火にとちまう損害、戦争
等による損害
- 故意または重大な過失による損害
- パソコン等に保存されている
データ、プログラムの損害
- 外出先で自転車の盗難にあった
場合等の損害

賠償責任補償

- 自動車を運転中に、他人に接触し
ケガさせてしまった損害
- 他人から借りている物に対する
損害
- 故意による損害
- 設備の異変劣化またはその起因
する損害

修理費用
補償

修理費を補償

下記の場合で賃貸借契約に基づきまたは緊急的に自費で修理した費用

修理費用保険金額
100万円

家財補償の対象となる事
故(③と④を除く)により借
用戸室に損害が生じた場合
1事故につき **100万円**
(償還額)

ご入居者さま(被保険
者)の死亡により借戸
室に損害が生じた場合
1事故につき **100万円**
(償還額)

凍結による専用水道管・給湯器の損害
1事故につき(償還額) **30万円**

凍結による専用水道管・給湯器の改良費用
1事故につき(償還額) **1万円**

借戸室の窓ガ
ラスの割れに
よる損害
1事故につき **10万円**
(償還額)

いたちやどきんづ
等で生じた借戸室の
玄関・フロアの損害
1事故につき **3万円**
(償還額)

1 契約概要

この「契約概要」は「貸貸のほけん。コイド(住居専用)」のご契約に際してその商品内容をご理解いただくために特にご確認ください。重要な事項を記載したものです。ご契約される前に必ずお読みいただき、内容を確認のうえお申し込みください。本書面はご契約に際する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険料款および特約をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、弊社までお問い合わせください。

1 商品の仕組み

この保険は、賃貸住宅にお住まいの方を対象として、事故により所有する建物に損害が生じた場合、1契約者1棟につき1契約住宅等の修理費用等を負担した上で、借主が事故により負った住宅の貸主に対して賠償金を負担した場合は、借主が借主として他人に対して負った賠償金を補償するものです。

2 補償の内容

(1) 保険金を支払う場合

Table with 3 columns: 補償の種類 (Type of Compensation), 補償を受ける場合 (When Compensation is Received), and お支払いする保険金の額 (Amount of Insurance Paid). Rows include 1. 損害賠償金 (Damage Compensation), 2. 費用等 (Expenses), 3. 修理費用 (Repair Costs), 4. 家具等 (Furniture), 5. 火災用具 (Fire Equipment), 6. 修理費用 (Repair Costs), 7. 賠償責任 (Liability), 8. 個人賠償 (Personal Liability).

※1. 以下の事項に別して支払う保険金の取扱いについては、貸貸のほけん。コイド(住居専用)の「貸貸のほけん。コイド(住居専用)の補償内容」をご覧ください。

2 家賃補償の対象と支払い方法

次の場合は家賃補償の対象となります。損害が発生しても保険金をお支払いしません。① 借主が、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出しない場合。② 借主が、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出し、かつ、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出しない場合。③ 借主が、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出し、かつ、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出しない場合。④ 借主が、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出し、かつ、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出しない場合。⑤ 借主が、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出し、かつ、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出しない場合。⑥ 借主が、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出し、かつ、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出しない場合。⑦ 借主が、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出し、かつ、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出しない場合。⑧ 借主が、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出し、かつ、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出しない場合。⑨ 借主が、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出し、かつ、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出しない場合。⑩ 借主が、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出し、かつ、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出しない場合。⑪ 借主が、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出し、かつ、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出しない場合。⑫ 借主が、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出し、かつ、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出しない場合。⑬ 借主が、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出し、かつ、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出しない場合。⑭ 借主が、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出し、かつ、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出しない場合。⑮ 借主が、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出し、かつ、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出しない場合。⑯ 借主が、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出し、かつ、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出しない場合。⑰ 借主が、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出し、かつ、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出しない場合。⑱ 借主が、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出し、かつ、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出しない場合。⑲ 借主が、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出し、かつ、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出しない場合。⑳ 借主が、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出し、かつ、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出しない場合。㉑ 借主が、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出し、かつ、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出しない場合。㉒ 借主が、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出し、かつ、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出しない場合。㉓ 借主が、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出し、かつ、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出しない場合。㉔ 借主が、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出し、かつ、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出しない場合。㉕ 借主が、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出し、かつ、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出しない場合。㉖ 借主が、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出し、かつ、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出しない場合。㉗ 借主が、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出し、かつ、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出しない場合。㉘ 借主が、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出し、かつ、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出しない場合。㉙ 借主が、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出し、かつ、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出しない場合。㉚ 借主が、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出し、かつ、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出しない場合。㉛ 借主が、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出し、かつ、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出しない場合。㉜ 借主が、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出し、かつ、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出しない場合。㉝ 借主が、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出し、かつ、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出しない場合。㉞ 借主が、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出し、かつ、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出しない場合。㉟ 借主が、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出し、かつ、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出しない場合。㊱ 借主が、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出し、かつ、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出しない場合。㊲ 借主が、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出し、かつ、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出しない場合。㊳ 借主が、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出し、かつ、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出しない場合。㊴ 借主が、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出し、かつ、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出しない場合。㊵ 借主が、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出し、かつ、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出しない場合。㊶ 借主が、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出し、かつ、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出しない場合。㊷ 借主が、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出し、かつ、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出しない場合。㊸ 借主が、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出し、かつ、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出しない場合。㊹ 借主が、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出し、かつ、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出しない場合。㊺ 借主が、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出し、かつ、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出しない場合。㊻ 借主が、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出し、かつ、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出しない場合。㊼ 借主が、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出し、かつ、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出しない場合。㊽ 借主が、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出し、かつ、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出しない場合。㊾ 借主が、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出し、かつ、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出しない場合。㊿ 借主が、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出し、かつ、損害発生後、1週間以内にこの契約の「家賃補償」の申請を提出しない場合。

9 事故が発生した場合について

- (1) この保険で補償される事故が発生した時は、遅滞なく弊社にご連絡ください。弊社の事故受付の連絡先は下記をご覧ください。
(2) 保険金を請求する権利は、支払請求が正しい日(借主が事故発生した日)の日から6か月が経過するまで失効いたします。
(3) 借主が事故発生した場合は、借主が賠償責任を負う場合があります。その賠償責任の範囲とされた損害が発生した日(借主が賠償責任を負った日)の日から6か月が経過するまで失効いたします。
(4) 借主が賠償責任を負った場合は、借主が賠償責任を負った日(借主が賠償責任を負った日)の日から6か月が経過するまで失効いたします。
(5) 借主が賠償責任を負った場合は、借主が賠償責任を負った日(借主が賠償責任を負った日)の日から6か月が経過するまで失効いたします。

事故が起ったときの連絡先

貸貸専用ダイヤル ☎0120-27-2094 (24時間 365日受付)

10 少額短期保険業者が引受可能な保険契約について

弊社が取り扱っている少額短期保険業者として次の1から3までの全てに該当する保険の引受けを行っています。
① 借主が賠償責任を負った場合
② 借主が賠償責任を負った場合
③ 借主が賠償責任を負った場合

11 補償重複について

この保険は、借主が賠償責任を負った場合、他の保険契約(火災保険、地震保険、借主賠償責任保険等)と重複して補償を受ける場合があります。この場合、補償が重複していても保険金は二重に支払われず、保険金の引受けが重複していても、借主が賠償責任を負った場合は、借主が賠償責任を負った日(借主が賠償責任を負った日)の日から6か月が経過するまで失効いたします。

その他法令などで注意いただきたい事項について

- (1) 借主が賠償責任を負った場合、他の保険契約(火災保険、地震保険、借主賠償責任保険等)と重複して補償を受ける場合があります。この場合、補償が重複していても保険金は二重に支払われず、保険金の引受けが重複していても、借主が賠償責任を負った場合は、借主が賠償責任を負った日(借主が賠償責任を負った日)の日から6か月が経過するまで失効いたします。
(2) 借主が賠償責任を負った場合、他の保険契約(火災保険、地震保険、借主賠償責任保険等)と重複して補償を受ける場合があります。この場合、補償が重複していても保険金は二重に支払われず、保険金の引受けが重複していても、借主が賠償責任を負った場合は、借主が賠償責任を負った日(借主が賠償責任を負った日)の日から6か月が経過するまで失効いたします。
(3) 借主が賠償責任を負った場合、他の保険契約(火災保険、地震保険、借主賠償責任保険等)と重複して補償を受ける場合があります。この場合、補償が重複していても保険金は二重に支払われず、保険金の引受けが重複していても、借主が賠償責任を負った場合は、借主が賠償責任を負った日(借主が賠償責任を負った日)の日から6か月が経過するまで失効いたします。
(4) 借主が賠償責任を負った場合、他の保険契約(火災保険、地震保険、借主賠償責任保険等)と重複して補償を受ける場合があります。この場合、補償が重複していても保険金は二重に支払われず、保険金の引受けが重複していても、借主が賠償責任を負った場合は、借主が賠償責任を負った日(借主が賠償責任を負った日)の日から6か月が経過するまで失効いたします。

12 少額短期保険業者が経営破たんした場合

少額短期保険業者が経営破たんした場合、借主が賠償責任を負った場合は、借主が賠償責任を負った日(借主が賠償責任を負った日)の日から6か月が経過するまで失効いたします。

14 指定紛争解決機関について

弊社は、お客様から申し出いただいたご意見、ご要望に基づき、裁判に代わって迅速な対応に努めます。また、この保険は、借主が賠償責任を負った場合、他の保険契約(火災保険、地震保険、借主賠償責任保険等)と重複して補償を受ける場合があります。この場合、補償が重複していても保険金は二重に支払われず、保険金の引受けが重複していても、借主が賠償責任を負った場合は、借主が賠償責任を負った日(借主が賠償責任を負った日)の日から6か月が経過するまで失効いたします。

15 支払時情報交換制度

弊社は、一社社員(個人)が少額短期保険業者として、少額短期保険業者におよび特定の損害保険会社と、借主が賠償責任を負った場合、他の保険契約(火災保険、地震保険、借主賠償責任保険等)と重複して補償を受ける場合があります。この場合、補償が重複していても保険金は二重に支払われず、保険金の引受けが重複していても、借主が賠償責任を負った場合は、借主が賠償責任を負った日(借主が賠償責任を負った日)の日から6か月が経過するまで失効いたします。

16 個人情報の扱いについて

- 1 個人情報の取得
弊社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適正な手段・方法により、お客様の同意を得て取得いたします。
2 個人情報の利用目的
弊社は、借主が賠償責任を負った場合、他の保険契約(火災保険、地震保険、借主賠償責任保険等)と重複して補償を受ける場合があります。この場合、補償が重複していても保険金は二重に支払われず、保険金の引受けが重複していても、借主が賠償責任を負った場合は、借主が賠償責任を負った日(借主が賠償責任を負った日)の日から6か月が経過するまで失効いたします。
3 個人情報の第三者提供の制限
弊社は、借主が賠償責任を負った場合、他の保険契約(火災保険、地震保険、借主賠償責任保険等)と重複して補償を受ける場合があります。この場合、補償が重複していても保険金は二重に支払われず、保険金の引受けが重複していても、借主が賠償責任を負った場合は、借主が賠償責任を負った日(借主が賠償責任を負った日)の日から6か月が経過するまで失効いたします。
4 弊社の個人情報の取り扱いに関する詳細は、弊社ホームページをご覧ください。

本書面に関するお問い合わせ/ご相談・苦情・その他お問い合わせは

貸貸専用ダイヤル ☎0120-27-2094

営業時間 平日10:00~17:00

株式会社 FLS フリックス 少額短期保険

